

規制の概要

準用規定(法第22条第4項関連)

法第7条、第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2などの規定が毒物劇物営業者と同様に適用されます。

関連条文

法第22条(業務上取扱者の届出等)

法第22条（業務上取扱者の届出等）

第22条

1 政令で定める事業を行なう者であってその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目

三 事業場の所在地

四 その他厚生労働省令で定める事項

2、3 略

4 第7条、第8条、第11条、第12条第1項及び第3項、第15条の3、第16条の2、第17条第2項から第5項まで並びに第19条第3項及び第6項の規定は、第1項に規定する者（第2項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。

5～7 略